

## 軽減税率制度に対応した申告書の作成手順 2（簡易課税用） 〔みなし仕入率の特例を適用する場合〕

【課税期間】平成 31 年（2019 年）1 月 1 日～平成 31 年（2019 年）12 月 31 日 （単位：円）

	税率 6.3%適用分	税率 6.24%適用分	税率 7.8%適用分	合計金額
課税売上高 (税込み)	23,033,000	4,798,000	2,879,000	30,710,000
うち第二種事業	18,033,000	4,798,000	1,928,000	24,759,000
うち第四種事業	5,000,000	0	951,000	5,951,000
免税売上高	—	—	—	1,100,000
売上対価の返還等 の金額 (税込み)	1,514,000	315,000	189,000	2,018,000
うち第二種事業	909,000	315,000	114,000	1,338,000
うち第四種事業	605,000	0	75,000	680,000
貸倒処理した金額 (税込み)	560,000	—	—	560,000

(参考) 基準期間の課税売上高 30,000,000 円 (税抜き)

### I 付表 4-1・4-2 の作成 (その 1)

この項においては、主に、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額から消費税額を計算します。

なお、設例においては、税率引上げ前（平成 31 年（2019 年）10 月）の税率の適用があるため、全項において付表 4-2・5-2 の作成が必要となります。

#### 1 付表 4-2 の①～②及び⑤欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

- (1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$23,033,000 \times 100/108 = \underline{21,326,851}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法により経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額及び課税標準額を計算します。付表 4-1 の同欄も同様です。

- (2) 「課税標準額①」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$23,033,000 \times 100/108 = \underline{21,326,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

- (3) 「消費税額②」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$21,326,000 \times 6.3\% = \underline{1,343,538}$$

- (4) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$1,514,000 \times 6.3/108 = \underline{88,316}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法により経理している場合は、⑤欄に記載する必要はありません。付表 4-1 の同欄も同様です。

## 2 付表 4-1 の①～②及び⑤欄の記載

設例の場合は付表 4-2 の①～②及び⑤欄の旧税率分小計 X を付表 4-1 に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率 6.24%適用分 D

$$4,798,000 \times 100/108 = \underline{4,442,592}$$

税率 7.8%適用分 E

$$2,879,000 \times 100/110 = \underline{2,617,272}$$

合計 F

$$21,326,851 + 4,442,592 + 2,617,272 = \underline{28,386,715}$$

- (2) 「課税標準額①」欄

税率 6.24%適用分 D

$$4,798,000 \times 100/108 = \underline{4,442,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

税率 7.8%適用分 E

$$2,879,000 \times 100/110 = \underline{2,617,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

合計 F

$$21,326,000 + 4,442,000 + 2,617,000 = \underline{28,385,000}$$

- (3) 「消費税額②」欄

税率 6.24%適用分 D

$$4,442,000 \times 6.24\% = \underline{277,180}$$

税率 7.8%適用分 E

$$2,617,000 \times 7.8\% = \underline{204,126}$$

合計 F

$$1,343,538 + 277,180 + 204,126 = \underline{1,824,844}$$

(4) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率 6.24%適用分 D

$$315,000 \times 6.24/108 = \underline{18,199}$$

税率 7.8%適用分 E

$$189,000 \times 7.8/110 = \underline{13,401}$$

合計 F

$$88,316 + 18,199 + 13,401 = \underline{119,916}$$

## II 付表 5-1・5-2 の作成

この項においては、控除対象仕入税額を計算します。

### 1 付表 5-2 の①～⑱欄の記載

税率引上げ前の税率適用分の控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額、事業区分別の課税売上高及び消費税額を計算します。

(1) 「I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」欄

イ 「課税標準額に対する消費税額①」欄

税率 6.3%適用分 C

付表 4-2 の②C欄から転記

旧税率分小計 X

$$\underline{1,343,538}$$

ロ 「売上対価の返還等に係る消費税額③」欄

税率 6.3%適用分 C

付表 4-2 の⑤C欄から転記

旧税率分小計 X

$$\underline{88,316}$$

ハ 「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$1,343,538 - 88,316 = \underline{1,255,222}$$

(2) 「II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額」欄

事業区分が1種類のみである場合には、「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄の金額に、該当するみなし仕入率を掛けて計算します。

設例の場合は2種類の事業を営んでいるためこの欄の記載の対象外となります。付表 5-1 の同欄も同様です。

(3) 「Ⅲ ２種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額」欄

イ 「(1) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の明細」欄

(イ) 「事業区分別の合計額⑥」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$23,033,000 \times 100/108 - 1,514,000 \times 100/108 = \underline{19,925,000}$$

(ロ) 「第二種事業⑧」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$18,033,000 \times 100/108 - 909,000 \times 100/108 = \underline{15,855,556}$$

(ハ) 「第四種事業⑩」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$5,000,000 \times 100/108 - 605,000 \times 100/108 = \underline{4,069,444}$$

ロ 「(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細」欄

(イ) 「第二種事業⑮」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$18,033,000 \times 6.3/108 - 909,000 \times 6.3/108 = \underline{998,900}$$

(ロ) 「第四種事業⑰」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$5,000,000 \times 6.3/108 - 605,000 \times 6.3/108 = \underline{256,375}$$

(ハ) 「事業区分別の合計額⑬」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$998,900 + 256,375 = \underline{1,255,275}$$

## 2 付表 5-1 の①～⑱欄の記載

設例の場合は付表 5-2 の①～⑱欄の旧税率分小計 X を付表 5-1 に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

(1) 「Ⅰ 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」欄

イ 「課税標準額に対する消費税額①」欄

付表 4-1 ② D、E 及び F 欄から転記

ロ 「売上対価の返還等に係る消費税額③」欄

付表 4-1 ⑤ D、E 及び F 欄から転記

ハ 「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額④」欄

税率 6.24%適用分 D

$$277,180 - 18,199 = \underline{258,981}$$

税率 7.8%適用分 E

$$204,126 - 13,401 = \underline{190,725}$$

合計 F

$$1,255,222 + 258,981 + 190,725 = \underline{1,704,928}$$

(2) 「Ⅲ 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額」欄

イ 「(1) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の明細」欄

(イ) 「事業区分別の合計額⑥」欄

税率 6.24%適用分D

$$4,798,000 \times 100/108 - 315,000 \times 100/108 = \underline{4,150,926}$$

税率 7.8%適用分E

$$2,879,000 \times 100/110 - 189,000 \times 100/110 = \underline{2,445,454}$$

合計F

$$19,925,000 + 4,150,926 + 2,445,454 = \underline{26,521,380}$$

(ロ) 「第二種事業⑧」欄

税率 6.24%適用分D

$$4,798,000 \times 100/108 - 315,000 \times 100/108 = \underline{4,150,926}$$

税率 7.8%適用分E

$$1,928,000 \times 100/110 - 114,000 \times 100/110 = \underline{1,649,091}$$

合計F

$$15,855,556 + 4,150,926 + 1,649,091 = \underline{21,655,573}$$

売上割合

$$21,655,573 / 26,521,380 = 81.653\cdots\% \rightarrow \underline{81.6\%}$$

(81.653…% ≥ 75% ⇒ 特例計算適用可)

(ハ) 「第四種事業⑩」欄

税率 6.24%適用分D

0

税率 7.8%適用分E

$$951,000 \times 100/110 - 75,000 \times 100/110 = \underline{796,364}$$

合計F

$$4,069,444 + 0 + 796,364 = \underline{4,865,808}$$

売上割合

$$4,865,808 / 26,521,380 = 18.346\cdots\% \rightarrow \underline{18.3\%}$$

(18.346…% < 75% ⇒ 特例計算適用不可)

ロ 「(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細」欄

(イ) 「第二種事業⑮」欄

税率 6.24%適用分D

$$4,798,000 \times 6.24/108 - 315,000 \times 6.24/108 = \underline{259,018}$$

税率 7.8%適用分E

$$1,928,000 \times 7.8/110 - 114,000 \times 7.8/110 = \underline{128,629}$$

合計 F

$$998,900 + 259,018 + 128,629 = \underline{1,386,547}$$

(ロ) 「第四種事業⑰」欄

税率 6.24%適用分 D

$$\underline{0}$$

税率 7.8%適用分 E

$$951,000 \times 7.8/110 - 75,000 \times 7.8/110 = \underline{62,116}$$

合計 F

$$256,375 + 0 + 62,116 = \underline{318,491}$$

(ハ) 「事業区分別の合計額⑬」欄

税率 6.24%適用分 D

$$259,018 + 0 = \underline{259,018}$$

税率 7.8%適用分 E

$$128,629 + 62,116 = \underline{190,745}$$

合計 F

$$1,255,275 + 259,018 + 190,745 = \underline{1,705,038}$$

### 3 付表 5-2 の⑳～㉔欄の記載

税率引上げ前の税率適用分の控除対象仕入税額を計算し付表 5-2 の「(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細」欄に記載します。

(1) 「イ 原則計算を適用する場合㉔」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

第二種事業	第四種事業	
$998,900 \times 80\%$	$+ 256,375 \times 60\%$	$= \frac{952,945}{1,255,275}$
		$\frac{1,255,275}{1,255,275}$

$$\text{控除対象仕入税額} = 1,255,222 \times \frac{952,945}{1,255,275} = \underline{952,904}$$

(2) 「ロ 特例計算を適用する場合」欄

イ 「(イ) 1種類の事業で 75%以上㉑」欄

設例の場合は第二種事業の課税売上高が全体の課税売上高の 75%以上を占めることから、控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額の全体について、第二種事業に係るみなし仕入率 (80%) を適用することができます。付表 5-1 の同欄も同様です。

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$1,255,222 \times 80\% = \underline{1,004,177}$$

- 「(ロ) 2種類の事業で75%以上・第二種事業及び第四種事業⑳」欄

設例の場合は第二種事業及び第四種事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占めることから、控除対象仕入税額の計算については、次のとおりとなります。

付表5-1の同欄も同様です。

税率6.3%適用分C、旧税率分小計X

$$\frac{\begin{array}{l} \text{第二種事業} \qquad \qquad \qquad \text{第四種事業} \\ 998,900 \times 80\% + (1,255,275 - 998,900) \times 60\% \end{array}}{1,255,275} = \frac{952,945}{1,255,275}$$

$$\text{控除対象仕入税額} = 1,255,222 \times \frac{952,945}{1,255,275} = \underline{\underline{952,904}}$$

#### 4 付表5-1の㉑～㉓欄の記載

設例の場合は付表5-2の㉑～㉓欄の旧税率分小計Xを付表5-1の「(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細」欄に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「イ 原則計算を適用する場合㉑」欄

税率6.24%適用分D

$$\frac{\begin{array}{l} \text{第二種事業} \qquad \qquad \qquad \text{第四種事業} \\ 259,018 \times 80\% + 0 \times 60\% \end{array}}{259,018} = \frac{207,214}{259,018}$$

$$\text{控除対象仕入税額} = 258,981 \times \frac{207,214}{259,018} = \underline{\underline{207,184}}$$

税率7.8%適用分E

$$\frac{\begin{array}{l} \text{第二種事業} \qquad \qquad \qquad \text{第四種事業} \\ 128,629 \times 80\% + 62,116 \times 60\% \end{array}}{190,745} = \frac{140,172}{190,745}$$

$$\text{控除対象仕入税額} = 190,725 \times \frac{140,172}{190,745} = \underline{\underline{140,157}}$$

合計F

$$952,904 + 207,184 + 140,157 = \underline{\underline{1,300,245}}$$

- (2) 「ロ 特例計算を適用する場合」欄

- イ 「(イ) 1種類の事業で75%以上㉑」欄

税率6.24%適用分D

$$258,981 \times 80\% = \underline{\underline{207,184}}$$

税率7.8%適用分E

$$190,725 \times 80\% = \underline{\underline{152,580}}$$

合計F

$$1,004,177 + 207,184 + 152,580 = \underline{\underline{1,363,941}}$$

ロ 「(ロ) 2種類の事業で75%以上・第二種事業及び第四種事業⑳」欄

税率 6.24%適用分D

$$\frac{\begin{array}{c} \text{第二種事業} \\ 259,018 \times 80\% + (259,018 - 259,018) \times 60\% \end{array}}{259,018} = \frac{207,214}{259,018}$$

$$\text{控除対象仕入税額} = 258,981 \times \frac{207,214}{259,018} = \underline{207,184}$$

税率 7.8%適用分E

$$\frac{\begin{array}{c} \text{第二種事業} \\ 128,629 \times 80\% + (190,745 - 128,629) \times 60\% \end{array}}{190,745} = \frac{140,172}{190,745}$$

$$\text{控除対象仕入税額} = 190,725 \times \frac{140,172}{190,745} = \underline{140,157}$$

合計F

$$952,904 + 207,184 + 140,157 = \underline{1,300,245}$$

## 5 付表5-2の㉑欄の記載

上記4(1)、4(2)イ又はロのいずれかの計算方法から選択した金額を記載します。  
設例の場合は上記4(2)イを選択します。

「ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額㉑」欄

$$\text{税率 6.3\%適用分C、旧税率分小計X} \Rightarrow \underline{1,004,177}$$

## 6 付表5-1の㉒欄の記載

付表5-2の㉑欄の旧税率分小計Xを付表5-1に転記した上で、上記5で選択した計算方法(上記4(2)イ)に基づく控除対象仕入税額を記載します。

「ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額㉑」欄

$$\text{税率 6.24\%適用分D} \Rightarrow \underline{207,184}$$

$$\text{税率 7.8\%適用分E} \Rightarrow \underline{152,580}$$

$$\text{合計F} \Rightarrow 1,004,177 + 207,184 + 152,580 = \underline{1,363,941}$$

(注) 適用税率ごとに異なる計算方法を選択することはできません。

## III 付表4-1・4-2の作成(その2)

この項においては、上記I・IIの計算結果から消費税額及び地方消費税額を計算します。

### 1 付表4-2の④及び⑥～⑮欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

(1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率 6.3%適用分C

付表5-2の㉑C欄から転記

旧税率分小計 X

1,004,177

- (2) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$560,000 \times 6.3/108 = \underline{32,666}$

- (3) 「控除税額小計⑦」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$1,004,177 + 88,316 + 32,666 = \underline{1,125,159}$

- (4) 「差引税額⑨」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$1,343,538 - 1,125,159 = \underline{218,379}$

- (5) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率 6.3%適用分 C

⑨ C 欄から転記

旧税率分小計 X

218,379

- (6) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

設例の場合は⑫ C 及び X 欄と同じ

- (7) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$218,379 \times 17/63 = \underline{58,927}$

## 2 付表 4-1 の④及び⑥～⑮欄の記載

設例の場合は付表 4-2 の④及び⑥～⑮欄の旧税率分小計 X を付表 4-1 に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「控除対象仕入税額④」欄

付表 5-1 の⑳ D、E 及び F 欄から転記

- (2) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

合計 F

$32,666 + 0 + 0 = \underline{32,666}$

- (3) 「控除税額小計⑦」欄

税率 6.24%適用分 D

$207,184 + 18,199 = \underline{225,383}$

税率 7.8%適用分 E

$152,580 + 13,401 = \underline{165,981}$

合計 F

$$1,125,159 + 225,383 + 165,981 = \underline{1,516,523}$$

- (4) 「差引税額⑨」欄

税率 6.24%適用分 D

$$277,180 - 225,383 = \underline{51,797}$$

税率 7.8%適用分 E

$$204,126 - 165,981 = \underline{38,145}$$

合計 F

$$218,379 + 51,797 + 38,145 = \underline{308,321}$$

- (5) 「合計差引金額⑩」欄

$$308,321 - 0 = \underline{308,321}$$

- (6) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率 7.8%適用分 E

$$51,797 + 38,145 = \underline{89,942}$$

合計 F

$$218,379 + 89,942 = \underline{308,321}$$

- (7) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

税率 7.8%適用分 E

設例の場合は⑫ E欄と同じ

合計 F

$$218,379 + 89,942 = \underline{308,321}$$

- (8) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率 7.8%適用分 E

$$89,942 \times 22/78 = \underline{25,368}$$

合計 F

$$58,927 + 25,368 = \underline{84,295}$$

- (9) 「合計差引譲渡割額⑯」欄

$$84,295 - 0 = \underline{84,295}$$

#### Ⅳ 申告書第一表「この課税期間の課税売上高⑮」欄の記載

課税売上高（税抜き）から、課税売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を控除し、免税売上高を加算した金額を記載します。

$$\begin{aligned} & \text{課税売上高} ( 23,033,000 \times 100/108 + 4,798,000 \times 100/108 + 2,879,000 \times 100/110 ) \\ - & \text{課税売上げに係る対価の返還等の金額} ( 1,514,000 \times 100/108 + 315,000 \times 100/108 \\ & + 189,000 \times 100/110 ) + \text{免税売上高} ( 1,100,000 ) = \underline{\underline{27,621,380}} \end{aligned}$$

#### Ⅴ 申告書第一表・第二表の記載

次のとおり転記及び計算します。

第一表	転記元等	第二表	転記元等	
①	申告書 第二表 ①	①	付 表 4-1 ① F	
②	申告書 第二表 ⑪	②	付 表 4-2 ①-1 A	
③	付 表 4-1 ③ F	③	付 表 4-2 ①-1 B	
④	付 表 4-1 ④ F	④	付 表 4-2 ①-1 C	
⑤	申告書 第二表 ⑰	⑤	付 表 4-1 ①-1 D	
⑥	付 表 4-1 ⑥ F	⑥	付 表 4-1 ①-1 E	
⑦	付 表 4-1 ⑦ F	⑦	付 表 4-1 ①-1 F	
⑧	付 表 4-1 ⑩ F (マイナスの場合に記載)	⑧	/	
⑨	付 表 4-1 ⑩ F (プラスの場合に記載)	⑨		
⑩	中間納付税額	⑩		
⑪	申告書 第一表 ⑨-⑩ (⑨>⑩の場合に記載)	⑪	付 表 4-1 ② F	
⑫	申告書 第一表 ⑩-⑨ (⑩>⑨の場合に記載)	⑫	付 表 4-2 ② A	
⑬	修正申告の場合に記載	⑬	付 表 4-2 ② B	
⑭		⑭	付 表 4-2 ② C	
⑮		⑮	付 表 4-1 ② D	
⑯	課税期間の課税売上高	⑯	付 表 4-1 ② E	
⑰	付 表 4-1 ⑬ F (マイナスの場合に記載)	⑰	付 表 4-1 ⑤ F	
⑱	付 表 4-1 ⑬ F (プラスの場合に記載)	⑱	付 表 4-1 ⑤ F	
⑲	付 表 4-1 ⑯ F (マイナスの場合に記載)	⑲	/	
⑳	付 表 4-1 ⑯ F (プラスの場合に記載)	⑳		付 表 4-1 ⑬ F
㉑	中間納付譲渡割額	㉑		付 表 4-2 ⑬ B
㉒	申告書 第一表 ㉑-㉒ (㉑>㉒の場合に記載)	㉒	付 表 4-2 ⑬ C	
㉓	申告書 第一表 ㉒-㉑ (㉒>㉑の場合に記載)	㉓	付 表 4-1 ⑬ E	
㉔	修正申告の場合に記載			
㉕				
㉖	申告書 第一表 (⑪+㉒) - (⑧+⑫+⑱+㉓)			



第3-(3)号様式

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - - )

(フリガナ) 名称 又は屋号

個人番号 又は法人番号

(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名

一連番号

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印

個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ( )

身元確認

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

簡 第一表 平成三十一年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

自平成 3 1 年 1 月 1 日  
至平成 3 1 年 1 2 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告の場合の  
対象期間 自平成 年 月 日  
至平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百十万千百十一円
課税標準額	①	2 8 3 8 5 0 0 0
消費税額	②	1 8 2 4 8 4 4
貸倒回収に係る消費税額	③	
控除対象仕入税額	④	1 3 6 3 9 4 1
返還等対価に係る税額	⑤	1 1 9 9 1 6
貸倒れに係る税額	⑥	3 2 6 6 6
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	1 5 1 6 5 2 3
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	3 0 8 3 0 0
中間納付税額	⑩	0 0
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	3 0 8 3 0 0
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	0 0
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	
	差引納付税額	0 0
この課税期間の課税売上高	⑮	2 7 6 2 1 3 8 0
基準期間の課税売上高	⑯	3 0 0 0 0 0 0 0
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰
	差引税額	⑱
還付額	⑲	
納税額	⑳	8 4 2 0 0
中間納付譲渡割額	㉑	0 0
納付譲渡割額 (㉑-㉑)	㉒	8 4 2 0 0
中間納付還付譲渡割額 (㉑-㉑)	㉓	0 0
この申告書が修正申告である場合	既確定額	㉔
	差引納付譲渡割額	㉕
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	3 9 2 5 0 0

付記事項	割賦基準の適用	延払基準等の適用	工事進行基準の適用	現金主義会計の適用	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	事業区分	課税売上高(免税売上高を除く) 千円	売上割合%
	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	第1種						
	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	第2種	21,655	8 1 6				
	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	第3種						
	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	第4種	4,865	1 8 3				
	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	第5種						
	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	第6種						
特例計算適用(令57③)	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無						
還する金を受ける機関等	銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所		預金口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号	
							郵便局名等	
税理士署名押印	(電話番号 - - )							
<input type="radio"/>	税理士法第30条の書面提出有							
<input type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有							

㉖=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕)・修正申告の場合㉖=㉑+㉕  
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

整理番号	□□□□□□□□
------	----------

課税標準額等の内訳書

納税地	(電話番号 - - )
(フリガナ) 名称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input checked="" type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input checked="" type="radio"/>	附則38②	52
小売等軽減売上割合	<input checked="" type="radio"/>	附則39①	53

第二表 平成三十一年十月一日以後終了課税期間分

自平成 3 1 年 1 月 1 日  
至平成 3 1 年 1 2 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告の場合の  
対象期間 自平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日  
至平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

課税標準額	①
※申告書(第一表)の①欄へ	十兆千百十億千百十万千百十一円 2 8 3 8 5 0 0 0 01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④	2 1 3 2 6 8 5 1	04
	6.24 % 適用分	⑤	4 4 4 2 5 9 2	05
	7.8 % 適用分	⑥	2 6 1 7 2 7 2	06
		⑦	2 8 3 8 6 7 1 5	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪			
※申告書(第一表)の②欄へ	1 8 2 4 8 4 4 21			
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭	1 3 4 3 5 3 8	24
	6.24 % 適用分	⑮	2 7 7 1 8 0	25
	7.8 % 適用分	⑯	2 0 4 1 2 6	26

返還等対価に係る税額	⑰		
※申告書(第一表)の⑤欄へ	1 1 9 9 1 6 31		
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	1 1 9 9 1 6 32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲	

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	3 0 8 3 2 1 41	
	4 % 適用分	㉑		42
	6.3 % 適用分	㉒	2 1 8 3 7 9	43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	8 9 9 4 2	44

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡易

課税期間		31・1・1～31・12・31		氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	① (付表4-2の①X欄の金額) 円 21,326,000	円 4,442,000	円 2,617,000	円 28,385,000	
課税資産の譲渡等の対価の額	① (付表4-2の①-1X欄の金額) 21,326,851	※第二表の⑤欄へ 4,442,592	※第二表の⑥欄へ 2,617,272	※第二表の⑦欄へ 28,386,715	
消費税額	② (付表4-2の②X欄の金額) 1,343,538	※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑩欄へ 277,180	※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑪欄へ 204,126	※付表5-1の①F欄へ ※第二表の⑫欄へ 1,824,844	
貸倒回収に係る消費税額	③ (付表4-2の③X欄の金額)	※付表5-1の②D欄へ	※付表5-1の②E欄へ	※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ	
控除額	控除対象仕入税額	④ (付表4-2の④X欄の金額) 1,004,177	(付表5-1の⑤D欄又は⑥D欄の金額) 207,184	(付表5-1の⑤E欄又は⑥E欄の金額) 152,580	(付表5-1の⑤F欄又は⑥F欄の金額) ※第一表の④欄へ 1,363,941
	返還等対価に係る税額	⑤ (付表4-2の⑤X欄の金額) 88,316	※付表5-1の③D欄へ 18,199	※付表5-1の③E欄へ 13,401	※付表5-1の③F欄へ ※第二表の⑩欄へ 119,916
	貸倒れに係る税額	⑥ (付表4-2の⑥X欄の金額) 32,666			※第一表の⑥欄へ 32,666
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ (付表4-2の⑦X欄の金額) 1,125,159	225,383	165,981	※第一表の⑦欄へ 1,516,523
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧ (付表4-2の⑧X欄の金額)	※①E欄へ	※①E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨ (付表4-2の⑨X欄の金額) 218,379	※②E欄へ 51,797	※②E欄へ 38,145	308,321	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩			※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ 308,321	
地方と消費税率の異なる消費税率の差引税額	控除不足還付税額	⑪ (付表4-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)	
	差引税額	⑫ (付表4-2の⑫X欄の金額) 218,379		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額) 89,942	308,321
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬ (付表4-2の⑬X欄の金額) 218,379		※第二表の⑭欄へ 89,942	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の⑮欄へ 308,321	
譲渡割額	還付額	⑭ (付表4-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)	
	納税額	⑮ (付表4-2の⑮X欄の金額) 58,927		(⑫E欄×22/78) 25,368	84,295
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯			※マイナスの場合は第一表の⑫欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ 84,295	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間		31・1・1～31・12・31		氏名又は名称	
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 21,326 000	円 21,326 000
課税資産の譲渡等の対価の額	① 1	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ 21,326,851	※付表4-1の①-1X欄へ 21,326,851
消費税額	②	※付表5-2の①A欄へ ※第二表の⑫欄へ	※付表5-2の①B欄へ ※第二表の⑬欄へ	※付表5-2の①C欄へ ※第二表の⑭欄へ 1,343,538	※付表4-1の②X欄へ 1,343,538
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5-2の②A欄へ	※付表5-2の②B欄へ	※付表5-2の②C欄へ	※付表4-1の③X欄へ
控除額	控除対象仕入税額	④	(付表5-2の⑤A欄又は⑥A欄の金額)	(付表5-2の⑤C欄又は⑥C欄の金額) 1,004,177	※付表4-1の④X欄へ 1,004,177
	返還等対価に係る税額	⑤	※付表5-2の③A欄へ	※付表5-2の③B欄へ 88,316	※付表4-1の⑤X欄へ 88,316
	貸倒れに係る税額	⑥		32,666	※付表4-1の⑥X欄へ 32,666
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦		1,125,159	※付表4-1の⑦X欄へ 1,125,159
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※①B欄へ	※①C欄へ	※付表4-1の⑧X欄へ
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※②B欄へ	※②C欄へ 218,379	※付表4-1の⑨X欄へ 218,379
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				
地方と消費税率の異なる消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表4-1の⑪X欄へ
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額) 218,379	※付表4-1の⑫X欄へ 218,379
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬		※第二表の⑯欄へ	※第二表の⑰欄へ 218,379	※付表4-1の⑬X欄へ 218,379
譲渡割額	還付額	⑭	(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表4-1の⑭X欄へ
	納税額	⑮	(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63) 58,927	※付表4-1の⑮X欄へ 58,927
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

## 付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表

簡易

課税期間	31・1・1～31・12・31	氏名又は名称	
------	-----------------	--------	--

## I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表5-2の①X欄の金額) 円 1,343,538	(付表4-1の②D欄の金額) 円 277,180	(付表4-1の②E欄の金額) 円 204,126	(付表4-1の②F欄の金額) 円 1,824,844
貸倒回収に 係る消費税額 ②	(付表5-2の②X欄の金額)	(付表4-1の③D欄の金額)	(付表4-1の③E欄の金額)	(付表4-1の③F欄の金額)
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表5-2の③X欄の金額) 88,316	(付表4-1の⑤D欄の金額) 18,199	(付表4-1の⑤E欄の金額) 13,401	(付表4-1の⑤F欄の金額) 119,916
控除対象仕入税額等の 計算基礎となる消費税額 (①+②-③) ④	(付表5-2の④X欄の金額) 1,255,222	258,981	190,725	1,704,928

## II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	(付表5-2の⑤X欄の金額) 円	※付表4-1の④D欄へ 円	※付表4-1の④E欄へ 円	※付表4-1の④F欄へ 円

## III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

## (1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)	売上 割合
事業区分別の合計額 ⑥	(付表5-2の⑥X欄の金額) 円 19,925,000	(付表5-2の⑥D欄の金額) 円 4,150,926	(付表5-2の⑥E欄の金額) 円 2,445,454	(付表5-2の⑥F欄の金額) 円 26,521,380	
第一種事業 (卸売業) ⑦	(付表5-2の⑦X欄の金額)			※第一表「事業区分」欄へ	%
第二種事業 (小売業) ⑧	(付表5-2の⑧X欄の金額) 15,855,556	4,150,926	1,649,091	21,655,573	81.6
第三種事業 (製造業等) ⑨	(付表5-2の⑨X欄の金額)			※	
第四種事業 (その他) ⑩	(付表5-2の⑩X欄の金額) 4,069,444	0	796,364	4,865,808	18.3
第五種事業 (サービス業等) ⑪	(付表5-2の⑪X欄の金額)			※	
第六種事業 (不動産業) ⑫	(付表5-2の⑫X欄の金額)			※	

## (2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑬	(付表5-2の⑬X欄の金額) 円 1,255,275	(付表5-2の⑬D欄の金額) 円 259,018	(付表5-2の⑬E欄の金額) 円 190,745	(付表5-2の⑬F欄の金額) 円 1,705,038
第一種事業 (卸売業) ⑭	(付表5-2の⑭X欄の金額)			
第二種事業 (小売業) ⑮	(付表5-2の⑮X欄の金額) 998,900	259,018	128,629	1,386,547
第三種事業 (製造業等) ⑯	(付表5-2の⑯X欄の金額)			
第四種事業 (その他) ⑰	(付表5-2の⑰X欄の金額) 256,375	0	62,116	318,491
第五種事業 (サービス業等) ⑱	(付表5-2の⑱X欄の金額)			
第六種事業 (不動産業) ⑲	(付表5-2の⑲X欄の金額)			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割引をした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑫欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
$\left( \frac{\textcircled{4} \times \text{みなし仕入率}}{\textcircled{13}} \right) \textcircled{20}$ $\left( \frac{\textcircled{14} \times 90\% + \textcircled{15} \times 80\% + \textcircled{16} \times 70\% + \textcircled{17} \times 60\% + \textcircled{18} \times 50\% + \textcircled{19} \times 40\%}{\textcircled{13}} \right)$	(付表5-2の㉔X欄の金額) 円 952,904	円 207,184	円 140,157	円 1,300,245

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
$(\textcircled{7}F / \textcircled{6}F \cdot \textcircled{8}F / \textcircled{6}F \cdot \textcircled{9}F / \textcircled{6}F \cdot \textcircled{10}F / \textcircled{6}F \cdot \textcircled{11}F / \textcircled{6}F \cdot \textcircled{12}F / \textcircled{6}F) \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \text{みなし仕入率}(90\% \cdot 80\% \cdot 70\% \cdot 60\% \cdot 50\% \cdot 40\%)$	(付表5-2の㉔X欄の金額) 円 1,004,177	円 207,184	円 152,580	円 1,363,941

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業 ( $\textcircled{7}F + \textcircled{8}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 80\%}{\textcircled{13}}$ ㉒	(付表5-2の㉔X欄の金額) 円	円	円	円
第一種事業及び第三種事業 ( $\textcircled{7}F + \textcircled{9}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 70\%}{\textcircled{13}}$ ㉓	(付表5-2の㉔X欄の金額)			
第一種事業及び第四種事業 ( $\textcircled{7}F + \textcircled{10}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$ ㉔	(付表5-2の㉔X欄の金額)			
第一種事業及び第五種事業 ( $\textcircled{7}F + \textcircled{11}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$ ㉕	(付表5-2の㉔X欄の金額)			
第一種事業及び第六種事業 ( $\textcircled{7}F + \textcircled{12}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{14} \times 90\% + (\textcircled{13} - \textcircled{14}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$ ㉖	(付表5-2の㉔X欄の金額)			
第二種事業及び第三種事業 ( $\textcircled{8}F + \textcircled{9}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 70\%}{\textcircled{13}}$ ㉗	(付表5-2の㉔X欄の金額)			
第二種事業及び第四種事業 ( $\textcircled{8}F + \textcircled{10}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$ ㉘	952,904	207,184	140,157	1,300,245
第二種事業及び第五種事業 ( $\textcircled{8}F + \textcircled{11}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$ ㉙	(付表5-2の㉔X欄の金額)			
第二種事業及び第六種事業 ( $\textcircled{8}F + \textcircled{12}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{15} \times 80\% + (\textcircled{13} - \textcircled{15}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$ ㉚	(付表5-2の㉔X欄の金額)			
第三種事業及び第四種事業 ( $\textcircled{9}F + \textcircled{10}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 60\%}{\textcircled{13}}$ ㉛	(付表5-2の㉔X欄の金額)			
第三種事業及び第五種事業 ( $\textcircled{9}F + \textcircled{11}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$ ㉜	(付表5-2の㉔X欄の金額)			
第三種事業及び第六種事業 ( $\textcircled{9}F + \textcircled{12}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{16} \times 70\% + (\textcircled{13} - \textcircled{16}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$ ㉝	(付表5-2の㉔X欄の金額)			
第四種事業及び第五種事業 ( $\textcircled{10}F + \textcircled{11}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{17} \times 60\% + (\textcircled{13} - \textcircled{17}) \times 50\%}{\textcircled{13}}$ ㉞	(付表5-2の㉔X欄の金額)			
第四種事業及び第六種事業 ( $\textcircled{10}F + \textcircled{12}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{17} \times 60\% + (\textcircled{13} - \textcircled{17}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$ ㉟	(付表5-2の㉔X欄の金額)			
第五種事業及び第六種事業 ( $\textcircled{11}F + \textcircled{12}F$ ) / $\textcircled{6}F \geq 75\%$ $\textcircled{4} \times \frac{\textcircled{18} \times 50\% + (\textcircled{13} - \textcircled{18}) \times 40\%}{\textcircled{13}}$ ㊱	(付表5-2の㉔X欄の金額)			

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
選択可能な計算式区分(㉒～㊱) の内から選択した金額 ㉟	(付表5-2の㉔X欄の金額) 円 1,004,177	※付表4-1の㉔D欄へ 円 207,184	※付表4-1の㉔E欄へ 円 152,580	※付表4-1の㉔F欄へ 円 1,363,941

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

(2/2)

付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

課税期間	31・1・1～31・12・31	氏名又は名称	
------	-----------------	--------	--

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に 対する消費税額 ①	(付表4-2の②A欄の金額) 円	(付表4-2の②B欄の金額) 円	(付表4-2の②C欄の金額) 円	※付表5-1の①X欄へ 円
貸倒回収に 係る消費税額 ②	(付表4-2の③A欄の金額)	(付表4-2の③B欄の金額)	(付表4-2の③C欄の金額)	※付表5-1の②X欄へ
売上対価の返還等 に係る消費税額 ③	(付表4-2の⑤A欄の金額)	(付表4-2の⑤B欄の金額)	(付表4-2の⑤C欄の金額)	※付表5-1の③X欄へ
控除対象仕入税額等の 計算基礎となる消費税額 (①+②-③) ④			1,343,538	1,343,538
			88,316	88,316
			1,255,222	1,255,222

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	※付表4-2の④A欄へ 円	※付表4-2の④B欄へ 円	※付表4-2の④C欄へ 円	※付表5-1の⑤X欄へ 円

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑥	円	円	円	※付表5-1の⑥X欄へ 円
第一種事業 (卸売業) ⑦			19,925,000	19,925,000
第二種事業 (小売業) ⑧			15,855,556	15,855,556
第三種事業 (製造業等) ⑨				※付表5-1の⑨X欄へ
第四種事業 (その他) ⑩			4,069,444	4,069,444
第五種事業 (サービス業等) ⑪				※付表5-1の⑪X欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑫				※付表5-1の⑫X欄へ

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑬	円	円	円	※付表5-1の⑬X欄へ 円
第一種事業 (卸売業) ⑭			1,255,275	1,255,275
第二種事業 (小売業) ⑮			998,900	998,900
第三種事業 (製造業等) ⑯				※付表5-1の⑯X欄へ
第四種事業 (その他) ⑰			256,375	256,375
第五種事業 (サービス業等) ⑱				※付表5-1の⑱X欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑲				※付表5-1の⑲X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。  
3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割引をした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑲欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$\left[ \frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑬}} \right]$ $\left( \frac{\text{⑭} \times 90\% + \text{⑮} \times 80\% + \text{⑯} \times 70\% + \text{⑰} \times 60\% + \text{⑱} \times 50\% + \text{㉑} \times 40\%}{\text{⑬}} \right)$	⑳	円	円	円 952,904	円 952,904 ※付表5-1の㉑X欄へ

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
$(\text{⑦F} / \text{⑥F} \cdot \text{⑧F} / \text{⑥F} \cdot \text{⑨F} / \text{⑥F} \cdot \text{⑩F} / \text{⑥F} \cdot \text{⑪F} / \text{⑥F} \cdot \text{⑫F} / \text{⑥F}) \geq 75\%$ ④×みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%)	㉑	円	円	円 1,004,177	円 1,004,177 ※付表5-1の㉑X欄へ

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分 (各項のF欄については付表5-1のF欄を参照のこと)		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F + ⑧F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 80\%}{\text{⑬}}$ ㉒	円	円	円	円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第一種事業及び第三種事業 (⑦F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 70\%}{\text{⑬}}$ ㉓				円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第一種事業及び第四種事業 (⑦F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉔				円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第一種事業及び第五種事業 (⑦F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉕				円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第一種事業及び第六種事業 (⑦F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑭} \times 90\% + (\text{⑬} - \text{⑭}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉖				円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第二種事業及び第三種事業 (⑧F + ⑨F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 70\%}{\text{⑬}}$ ㉗				円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第二種事業及び第四種事業 (⑧F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉘			円 952,904	円 952,904 ※付表5-1の㉑X欄へ
第二種事業及び第五種事業 (⑧F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉙				円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第二種事業及び第六種事業 (⑧F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑮} \times 80\% + (\text{⑬} - \text{⑮}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉚				円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第三種事業及び第四種事業 (⑨F + ⑩F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 60\%}{\text{⑬}}$ ㉛				円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第三種事業及び第五種事業 (⑨F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉜				円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第三種事業及び第六種事業 (⑨F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑯} \times 70\% + (\text{⑬} - \text{⑯}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉝				円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第四種事業及び第五種事業 (⑩F + ⑪F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 50\%}{\text{⑬}}$ ㉞				円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第四種事業及び第六種事業 (⑩F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑰} \times 60\% + (\text{⑬} - \text{⑰}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㉟				円 ※付表5-1の㉑X欄へ
第五種事業及び第六種事業 (⑪F + ⑫F) / ⑥F ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{⑱} \times 50\% + (\text{⑬} - \text{⑱}) \times 40\%}{\text{⑬}}$ ㊱				円 ※付表5-1の㉑X欄へ

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
選択可能な計算式区分(㉒～㊱)の内から選択した金額 ㊲	※付表4-2の㉑A欄へ	円	円	円 1,004,177
			円 1,004,177	円 1,004,177 ※付表4-2の㉑C欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

(2/2)